

## 平成 25 年度 第 1 回 福祉サービス相談委員会内容

日時：9 月 28 日（土）9:00AM から 10：00AM 迄。

場所：みのり保育園 増築園舎 1 歳児ほふく室（みどり組室）

議題：①役員紹介②今年度の行事について③その他

出席者：小栗栖法秀（苦情受付責任者）、岡本美保子（苦情受付担当者）、三浦昭子（第三者委員）、藤川勝也（第三者委員）、衛藤洋子（利用者代表・保護者会長）

定刻 9：00AM 開会

委員長野田瑞穂氏が開会。議事に入った。

### ①役員紹介

園長：まず、利用者代表として、今年度の保護者会長・衛藤洋子さんです。それでは、衛藤洋子さんから順に、自己紹介をお願いします。（三浦昭子、野田瑞穂、藤川勝也の順に自己紹介）さて、規程の説明は後ほどずとして、まず、資料最終ページの★今年度の実施行事・予定行事表をご覧ください。

### ②今年度の行事について

まず、入園式のときに第 1 回目のアセスメントを配布しました。回答を回収し、それに基づき園児の個別計画を園で作成します。保護者の教育方針と合わせながら保育をするためです。

10 月に 2 回目を配布します。

6 月の第三者委員会は、キャンセルです。削除下さい。今日のこの委員会がそれに充当します。6/18 には、園長が不審者となって、不審者対策訓練をしました。実際、不審者になってやってみると、保育士や、子どもの動きは非常にのろく見えます。犯行を行う時間は極めて短くても、不審者にとっては充分な時間で犯行を行っている、ということになるのではないかと思います。6/22 の青組懇談会は、今年から時期を早めました。昨年は 11 月に実施しています。6/28 人形劇団パレットを呼んで人形劇を見ました。

7/2～4、竹中中学校より女子 2 名が職場体験に来ました。7/9 そうめん流しの時の写真が、大分市報に出ていました。7/9 感染症予防研修を、看護師により、職員に実施しました。とうもろこし狩りは猛暑により中止と致しました。（「それは当然ですね」と各委員）8/3 チキリンには園長・主任と給食の若手 3 名が参加しました。給食の 1 名は、この後、軽い熱中症を起こしました。

9/7 保育参観・子育て講座は明野の DAN パートを講師に、大南公民館の体育館を借りて、親子一緒に、本格派のパティオカーを鑑賞しました。特に最後の星空の下での結婚式では、感動して涙を流していた人もいました。

以上が実施行事のあらまです。

続いて、今後の行事予定ですが、早速、10/5 が運動会です。昨年、天心堂の駐車場にかなりの迷惑をかけ、対策として、職員配置をし、駐車迷惑が生じないようにすることは、今年も継続実施します。

また、保育園前の道路が下水道工事にかかっており、通行に不便が生じています。

7/30 から 8/4 まで、8:30 から 5:00 まで水道工事の為、通行止めとなりました。  
9/27 から 10 月中旬まで、日曜を除き、8:30 から 5:00 まで、公共下水道工事の為、通行止めです。但し、運動会の日は、午後 1 時からの工事ですから、影響ありません。  
また、8/19 の正午から 1:00 までと夕方 4:00 から、断水となりました。給食には、影響ありませんでした。

以上が、今日までの状況です。

野田委員長：只今、園長より、本年度の実施行事と予定行事の説明がありました。何か、ご意見や質問はありませんか。

藤川委員：今年はおっしやる通りの猛暑でしたが、子どもの熱中症はありませんでしたか？  
園長：園では、午前中・昼・午後と、こまめな水分補給を子ども達に行いましたので、熱中症はありませんでした。ただ、月曜日になると、熱中症っぽい、といって休む子がありました。大抵、前日の日曜日の、公園などでの遊び過ぎが原因のようでした。

（「なるほどなあ」と各委員）

藤川委員：不審者の出役はありませんか？

園長：特にはないですが、これからの季節、夕暮れが早くなるので、用心が必要ですが、過去に出没した不審者について、特に悪質なことはありませんでした。

野田委員長：ほかにありませんか。（特になし）では、以上で議案①②は終了しました。議事を進めます。③その他について、園長お願いします。

③その他

園長：はい。まず、「福祉サービズ相談委員会規程」については、次の通りです。

## 福祉サービズ相談委員会規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人同朋福祉会が経営するみのり保育園（以下「施設」という）の福祉サービズに関する苦情・相談に対し、適正に対応することにより利用者が福祉サービズを適切に利用できるように支援するとともに苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、円滑・円満な解決の促進や施設の信頼及びプライバシーの確保を図る事を目的とする。

（名称）

第 2 条 この委員会の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 同朋福祉会福祉サービズ相談委員会

(2) 所在地 大分市大字中戸次 4536 番地 みのり保育園内

（設置主体）

第 3 条 この委員会の設置主体は、社会福祉法人同朋福祉会とする。

（委員の構成）

第4条 委員会は委員5名で組織し、次の各号の区分とする。

- (1) 第三者委員 3名とする。
- (2) 施設代表者 1名とする。
- (3) 利用者代表者 1名とする。

(相談窓口)

第5条 この委員会に第三者委員による相談窓口を設置し、随時に相談を受け付ける。  
2 緊急時及び相談日以外の相談に対応する為に、第三者委員による電話相談（自宅）、ご意見箱による相談及び本会担当職員による相談を常時受け付ける。

3 前項の各号の相談窓口を保護者等に周知する為、相談日並びに第三者委員の氏名、自宅電話番号、本会苦情解決責任者及び受付担当職員名等の必要事項を施設内等に掲示する。

(委員の選任及び委員長)

第6条 委員については、本会理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員会には、委員の互選により第三者から選任した委員長を置く。

4 委員長は会務を総理し、委員長が代表とする。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は委員の過半数をもって成立する。

3 会議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議は、6ヶ月に1回、開催する。ただし、緊急のときはその都度開催する。

5 委員会には、必要に応じて相談者本人を出席させることができる。

(委員会の運営)

第8条 相談窓口で相談を受けた事項について、第三者委員が調査確認にあたり、利用者及び事業者の双方から意見を徴し、解決できる相談についてはその場で処理を行い、後日、委員会に報告する。

2 その場で処理できない事項については、委員会で検討し、解決、処理方針を決定する。

3 処理は速やかに行うことを原則とする。

4 相談及び処理に関する記録は様式を定め、担当職員がこれを作成し、後日理事長決裁を受ける。

(委員会の業務)

第9条 委員会は次の各号の業務を行う。

(1) 相談窓口等における相談の受付

(2) 相談内容の確認・調査

(3) 解決・処理方針の決定

- (4) 事業者に対する改善指示、助言、勧告
- (5) 相談者に対する結果報告
- (6) 相談記録の作成
- (7) 福祉サービスに関する課題の調査・研究
- (8) 他機関・団体との連携
- (9) その他必要と認めた事項  
(費用の支弁)

第10条 委員には、本会旅費規則による旅費、日当を支給することができる。

## 附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

平成18年4月1日第10条改正。

平成19年8月18日4条5条条数漏れの訂正。句点の整備を行なう。

以上の規程に基づきまして、この委員会は運営されます。

苦情解決の手順につきましては、まず、現場で生じた苦情について、ひとまず主任の岡本が対応します。対応しきれない問題については、責任者の園長に報告し、解決します。それでも解決できない問題については、この委員会に委ねます。議決権は、主任を除く5名にあり、可否同数の時は委員長の裁決によります。しかしながら、この委員会にかかるような問題は、そう度々あるものではなく、大抵、主任のところでも概ね解決しています。たまたま、園長のところまで、事後報告が上がる程度です。

次に、苦情解決委員名簿をご確認下さい。ご氏名、住所等、誤りはありませんか？

野田委員長：私の住所が変更になりました。下郡北3-4-22です。郵便番号は変更なしです。

園長：分りました。衛藤洋子さんは、電話番号の掲載はよろしいですか？

衛藤委員：構いません。

園長：それでは、「苦情・解決処理について」の表は、園庭に掲示を致します。

また、施設機能強化補助金を使って、スライフトイレ防災タイプ<sup>®</sup>の避難用トイレを1梁購入しました。

野田委員長：防災トイレとは、どのようなトイレのですか？

園長：組立、収納が非常に簡単で、生地が防炎加工されているトイレです。

野田委員長：以上で本日の会議は終了します。お疲れ様でした。